

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5－外2－21

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月28日

【会社名】 ドイツ銀行  
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ジョナサン・ブレイク  
(Jonathan Blake, Managing Director)

ディレクター トーマス・リュッケルト  
(Thomas Rückert, Director)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン  
タウヌスアンラゲ12  
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic  
of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 6,500,000米ドル（円貨相当額970,060,000円）  
（株式会社三菱UFJ銀行が発表した2025年2月27日現在の東京外  
国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル＝  
149.24円の換算レートで換算している。なお、上記の換算レート  
は、本書提出に際して円貨相当額を表示するために便宜上用いられ  
たものであり、本社債に係る実際の取引に適用されるレートと一致  
するものではない。）

【発行登録書の内容】

|                |               |
|----------------|---------------|
| 提出日            | 2023年4月13日    |
| 効力発生日          | 2023年4月21日    |
| 有効期限           | 2025年4月20日    |
| 発行登録番号         | 5－外2          |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 5,000億円 |

【これまでの売出実績】  
(発行予定額を記載した場合)

| 番号      | 提出年月日       | 売出金額                           | 減額による<br>訂正年月日 | 減額金額 |
|---------|-------------|--------------------------------|----------------|------|
| 5－外2－1  | 2023年12月15日 | 5,804,000米ドル<br>(823,239,360円) | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－2  | 2024年1月18日  | 1,094,000米ドル<br>(161,583,800円) | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－3  | 2024年1月19日  | 1,028,000,000円                 | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－4  | 2024年2月15日  | 1,033,000,000円                 | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－5  | 2024年3月15日  | 1,113,000,000円                 | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－6  | 2024年3月15日  | 966,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－7  | 2024年4月1日   | 1,150,000,000円                 | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－8  | 2024年4月12日  | 737,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－9  | 2024年4月12日  | 281,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－10 | 2024年5月17日  | 706,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－11 | 2024年7月12日  | 191,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－12 | 2024年8月5日   | 650,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－13 | 2024年8月16日  | 609,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－14 | 2024年9月2日   | 300,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－15 | 2024年10月1日  | 570,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－16 | 2024年10月11日 | 353,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－17 | 2024年11月6日  | 500,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－18 | 2024年12月2日  | 550,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－19 | 2025年1月17日  | 501,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 5－外2－20 | 2025年2月14日  | 403,000,000円                   | 該当事項なし         |      |
| 実績合計額   |             | 12,625,823,160円                | 減額総額           | 0円   |

【残額】 487,374,176,840円

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

該当事項なし

### 第2 【売出要項】

#### 1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

| 銘柄                                                | 売出券面額の総額または<br>売出振替社債の総額 | 売出価額の総額              | 売出しに係る社債の<br>所有者の住所および<br>氏名または名称                          |
|---------------------------------------------------|--------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------|
| ドイツ銀行<br>2029年3月27日満期 米ドル建<br>社債<br>(以下「本社債」という。) | 6,500,000米ドル<br>(注1)     | 6,500,000米ドル<br>(注1) | 東海東京証券株式会社<br>愛知県名古屋市中村区名駅<br>四丁目7番1号<br>(以下「売出人」とい<br>う。) |

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は1,000米ドルである。

本社債の利率は年率4.37%であり、2025年3月25日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(4) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2025年9月27日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年3月27日および9月27日（ただし、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）から初回の利息期間終了日（以下に定義する。）（同日を含まない。）までの期間、およびいずれかの利息期間終了日（同日を含む。ただし、最終の利息期間終了日を除く。）からその直後の利息期間終了日（同日を含まない。）までの各期間（以下「利息期間」という。）に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2029年3月27日であり、修正翌営業日規定により調整される。（注2）

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「利息期間終了日」とは、2025年9月27日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年3月27日および9月27日をいう。利息期間終了日が延期されることはなく、当該利息期間についてそれに対応する調整が行われることもない。

「営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）が営業を行っており、かつ、東京、ロンドン、ニューヨークおよびフランクフルトにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日をいう。土曜日および日曜日は、営業日とはみなされない。

本社債は、2025年3月24日に、ドイツ銀行（以下「発行会社」という。）の証書・ワラント・社債発行プログラムに基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、いずれの証券取引所（有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。）にも上場されない予定である。

(注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

(注2) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、償還額（下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(1) 主たる債務」に定義する。）の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(10) 債務不履行事由・破綻処理措置、(A) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」という。）からA1の長期無担保上位優先債務格付を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付

を、またフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>））の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.spglobal.co.jp/ratings>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

## 2 【売出しの条件】

| 売出価格             | 申込期間                         | 申込単位                 | 申込<br>証拠金 | 申込受付場所                                                                                                               | 売出しの委託を<br>受けた者の住所および<br>氏名または名称                           | 売出しの委託<br>契約の内容                                         |
|------------------|------------------------------|----------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 額面金額の<br>100.00% | 2025年3月<br>3日から同年<br>3月24日まで | 額面<br>1,000米ドル<br>単位 | なし        | 売出人および<br>売出取扱人の<br>本店および日<br>本における各<br>支店および出<br>張所ならびに<br>下記の金融機<br>関および金融<br>商品仲介業者<br>の営業所また<br>は事務所<br>(注1)(注2) | 十六T T証券株式会社<br>岐阜県岐阜市神田町七<br>丁目12番地<br>(以下「売出取扱人」<br>という。) | 売出人は、売<br>出取扱人に本<br>社債の売出し<br>の取扱いを行<br>うことを委託<br>している。 |

本社債の受渡期日は2025年3月25日（日本時間）である。

- (注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人または売出取扱人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人または売出取扱人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。
- (注2) 売出人および売出取扱人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。
- (注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）またはアメリカ合衆国の州の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もなく、本社債の取引は、アメリカ合衆国商品取引所法（その後の改正を含む。）（以下「商品取引所法」という。）に基づくアメリカ合衆国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）の承認を受けていない。本社債の募集または販売は、証券法のレギュレーションS（以下「レギュレーションS」という。）に基づく証券法の登録要件を免除される取引において行われなければならない。本社債は、アメリカ合衆国内において、または（i）レギュレーションSにおいて米国人と定義される者、（ii）商品取引所法のルール4.7における非米国人の定義に該当しない者、（iii）CFTCが公表する「特定のスワップ規制の遵守に関する解釈指針およびポリシーステートメント」（78 Fed. Reg. 45,292（2013年7月26日））により米国人と定義される者もしくは（iv）商品取引所法に基づく規則もしくは指導において米国人と定義されるその他の者に対して、募集、販売その他の方法により譲渡されてはならない。
- (注4) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、（i）指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4条第(1)項第11号において定義されるリテール顧客、（ii）指令（EU）2016/97号（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4条第(1)項第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの、または（iii）EU目論見書規則において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含む。以下「EU PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、EU PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。
- (注5) 本社債は、英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、（i）2018年欧州連合（離脱）法（その後の改正を含む。以下「EUWA」という。）に基づき国内法の一部を構成する規則（EU）2017/565号第2条第8号において定義されるリテール顧客、（ii）2000年金融サービス・市場法（その後の改正を含む。以下「FSMA」という。）の規定および指令（EU）2016/97号を施行するためにFSMAに基づき制定された規則もしくは規制にいう顧客であって、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則（EU）600/2014号第2条第(1)項第8号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの、または（iii）英国目論見書規則において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、EUWAに基づき国内法の一部を構

成する規則（EU）1286／2014号（その後の改正を含む。以下「英国PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

### 3 【売出社債のその他の主要な事項】

#### Ⅰ 本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、為替リスク、信用リスク等の一定のリスクを伴う。したがって、かかるリスクを伴う取引についての知識または経験を有する投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

#### 為替変動による損失のリスク（元本リスク）

本社債の元利金は米ドルで支払われる。したがって、投資家は円換算した利息額（下記「Ⅱ 本社債の要項の概要、(4) 利息、(C) 定義」に定義する。）が変動するリスク、円換算した償還額または中途売却価格が投資元本を割り込むリスクを承知する必要がある。

#### 金利変動リスク

本社債の元利金は、米ドル建てで支払われるため、本社債の価値は米ドル金利の変動の影響を受ける。一般的に、本社債の価値は米ドル金利が低下する場合には上昇し、米ドル金利が上昇する場合には下落することが予想される。

#### 信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

#### 不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。また、発行会社、売出人、売出取扱人およびそれらの関係会社は、本社債を買い取る義務を負わない。そのため、本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、外国為替市場、金利市場、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

#### 潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人（下記「Ⅱ 本社債の要項の概要、(7) 計算代理人、(A) 計算代理人の役割、発行会社の算定および変更」に定義する。）を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

#### 税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「Ⅲ 租税上の取扱い、(2) 日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じ

て、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

## II 本社債の要項の概要

### (1) 主たる債務

本社債は、本社債権者に対して、発行会社から、額面金額の100.00%（以下「償還額」という。）の支払いにより償還を受ける権利を付与する。

### (2) 償還

上記「(1) 主たる債務」に基づく償還は、満期日に行われる。

### (3) 決済

#### (A) 決済通貨の換算

発行会社によって支払われるべき金銭は、米ドルで支払われる。関連する決済機関（以下に定義する。）の規則により、米ドルによる支払いを行うことができない場合、当該支払いは、関連する決済機関が口座に対する支払いのために主に利用する通貨によって行われる。当該金額は、計算代理人が合理的な裁量によって当該換算との関係で最も適切であると判断する情報源を参照して計算代理人が決定する外国為替レートをを用いて米ドルから上記の通常の通貨に換算される。

「決済機関」とは、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイおよびクリアストリーム・バンキング・エスエーをいう。

#### (B) 決済／支払いの詳細

発行会社は、支払義務を負う金銭を、本社債権者に対する送金のために、関連する決済機関に送金する。発行会社は、関連する決済機関または指定された支払いの受領者に対して支払いが行われた場合、支払われた金額について支払義務を免れる。

償還額は、額面金額の利用の対価として、償還額が額面金額を下回ることがありうるとの認識に対する補償として支払われる。

#### (C) 検証

各支払いは、関連する本社債権者が本社債を保有していることについて、合理的に満足することのできる証拠が提示されることを条件とする。

#### (D) 支払日

「支払日」とは、以下のすべての条件を満たす日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

- (i) 主たる代理人（下記「(6) 代理人、(B) 定義」に定義する。）が所在する都市において、商業銀行および外国為替市場が一般的な営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行い、かつ、支払いの決済を行っていること。
- (ii) 各決済機関が営業を行っていること。
- (iii) アメリカ合衆国の主たる金融中心地において、商業銀行および外国為替市場が一般的な営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行い、かつ、支払いの決済を行っていること。

いずれかの本社債について発行会社が何らかの金銭の支払いを行わなければならない日が支払日でない場合、その保有者は、その直後の支払日まで支払いを受ける権利を有せず、当該遅延について利息その他の支払いを受ける権利を有しない。

### (4) 利息



(A) 利息の支払い

発行会社は、各利払日に、関連する利息額を支払う。利息額は、本社債に係る額面金額の利用の対価として支払われる。また、利息額は、いずれかまたはすべての利払日における利息額が、本社債に係る商業的な利益率を下回ることがありうるとの認識に対する補償としても支払われる。

いずれかの利息期間について利息額を計算しなければならない場合、計算代理人は、当該利息期間の日数、当該期間に適用される本社債の利率および日数調整係数（以下に定義する。）を基礎として利息額を算定する。

(B) 利息の発生

利息額以外には、本社債について定期的な金額が支払われることはなく、利息額の支払いの遅延その他の理由を問わず、本社債について追加で利息が発生することはない。

(C) 定義

「利息額」とは、2025年9月27日の利払日については、額面金額1,000米ドルの各本社債につき22.09米ドルであり、その後の各利払日については、額面金額1,000米ドルの各本社債につき21.85米ドルである。

関連する利息期間終了日以外の日（同日を含まない。）に終了する期間について利息額を計算しなければならない場合、「利息期間」とは、直前の利息期間終了日（同日を含む。）から関連する支払日（同日を含まない。）までの期間をいう。かかる利息期間終了日が存在しない場合、「利息期間」とは、利息起算日（同日を含む。）から関連する支払日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「日数調整係数」とは、当該利息期間の日数を360で除した数をいう。かかる日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成される360日であるとして計算される。ただし、当該利息期間の最終日がいずれかの月の31日である場合、当該最終日を含む月は30日で構成される1ヶ月には短縮されないものとみなされ、当該利息期間の最終日が2月末日である場合、その2月は30日で構成される1ヶ月には延長されないものとみなされる。

(5) 本社債の様式、譲渡性、地位および本社債権者

(A) 様式

本社債は、大券（以下「大券」という。）により表章される。本社債について確定社債券は発行されない。大券は、いつでも、本社債権者の同意なく、ドイツ電子証券法（Gesetz über elektronische Wertpapiere）（以下「電子証券法」という。）に従って、同一の内容の電子証券に置き換えられる可能性がある。その場合、発行会社は、変更後の証券の様式に適合させるため、大券の表章について規定し、またはそれに関連する本社債の要項のすべてを調整することができる。変更後の証券の様式（それに起因して必要となる本社債の要項の変更を含む。）は、下記「(14) 通知」の規定に従って公表される。

電子証券法第12条が準用する第4条第1項第1号に従って、電子証券に係る登録簿は中央登録簿（以下「中央登録簿」という。）となる。中央登録簿に登録された電子証券は、電子証券法第4条第2項にいう中央登録証券（以下「中央登録証券」という。）である。中央登録証券は、中央登録証券に係る登録機関（以下「中央登録証券登録機関」という。）が保有する中央登録簿に登録を行うことにより発行される。

(B) 譲渡性

各本社債は、適用ある法律ならびに当該本社債がその帳簿を通じて譲渡される決済機関のその時点の規則および手続に従い、譲渡することができる。

中央登録証券は、中央登録簿における集合的登録において、中心的な証券預託機関を保有名義人とする集合的な証券の保有として登録される。中心的な証券預託機関は、それ自身が受益者となるのではなく、電子証券法第3条第2項にいう受益者（以下に定義する。）に対する受託者として、当該集合的登録の管理を行う。本社債は、中央登録証券登録機関の適用ある規定および規則ならびに適用ある法律の規定に従って、集合的な証券の保有に係る共有持分として譲渡される。

#### (C) 地位

本社債は、発行会社の無担保かつ非劣後の上位優先債務を構成し、相互に同順位であり、発行会社のその他のすべての無担保かつ非劣後の上位優先債務との間で同順位である。ただし、破綻処理措置（下記「(10) 債務不履行事由・破綻処理措置、(B) 破綻処理措置」に定義する。）が発行会社に対して行われた場合、または発行会社の（もしくは発行会社に対する）解散、清算、倒産、和議もしくは倒産を回避するためのその他の手続の場合において、一定の無担保かつ非劣後の上位優先債務に対する制定法上の優先権に服する。

ドイツ銀行法（Kreditwesen-gesetz）（以下「銀行法」という。）第46条f第5項に従って、本社債に基づく債務は、銀行法第46条f第6項第1文（銀行法第46条f第9項により準用される場合を含む。）またはその後継の規定にいう発行会社の負債証券に基づく債務（自己資本要求規則第72条aおよび第72条b第2項にいう適格債務を含む。）に優先する。

#### (D) 本社債権者

「本社債権者」および「本社債の保有者」という用語は、適用ある法律ならびに大券をカストディとして保有し、関連する記入または記帳をその記録に対して行った決済機関の規則および手続に従って解釈される。

「中央登録証券の保有者」とは、中央登録証券または集団的な証券の保有に係る一定の共有持分の保有者として中央登録簿に登録されている者をいう（本社債が中央登録証券として発行されている場合、中心的な証券の預託機関が保有者として登録される（集団的登録））。

電子証券法第3条第2項にいう受益者は、中央登録証券から派生する権利を保有している者（以下「電子証券法第3条第2項にいう受益者」という。）である。

本社債が中央登録証券として発行されている場合、本社債の要項において本社債権者または本社債の保有者というときは、電子証券法第3条第2項にいう受益者を意味する。

#### (6) 代理人

(A) 発行会社は、いつでも代理人を変更し、または代理人を解任する権利を有する。また、発行会社は、追加の代理人を選任する権利を有する。主たる代理人の解任は、後任の主たる代理人が選任されるまで効力を生じない。代理人の選任、解任または指定された事務所の変更の通知は、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して行われる。

各代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる責任や義務も負うものではなく、本社債権者との間でいかなる代理または信託の関係に立つものでもない。代理人により行われたすべての本社債に関する計算または決定は、明白な誤りである場合を除き、最終的かつ終局的なものであり、本社債権者に対して拘束力を有する。

#### (B) 定義

「代理人」とは、上記（A）に従い、主たる代理人をいう。

「主たる代理人」とは、上記（A）に従い、ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ 12に所在するフランクフルト・アム・マインにおける本店を通じて行為するドイツ銀行をいう。

## (7) 計算代理人

### (A) 計算代理人の役割、発行会社の算定および変更

本社債の要項に別段の定めがある場合を除き、本社債の要項で必要とされるすべての計算および決定は、計算代理人としてのドイツ銀行（以下「計算代理人」という。）によって行われる。「計算代理人」の用語には、後任の計算代理人を含む。

発行会社が以下の規定に従って後任の計算代理人を選任することを決定した場合を除き、発行会社は、本社債に係る計算代理人となる。発行会社は、いつでも他の機関を計算代理人として選任する権利を有する。現任の計算代理人の解任は、後任の計算代理人が選任されるまで効力を生じない。かかる計算代理人の解任または選任の通知は、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して行われる。

計算代理人は、（発行会社である場合を除き）発行会社の代理人としてのみ行為する。計算代理人は、本社債権者に対していかなる責任や義務も負うものではなく、本社債権者との間でいかなる代理または信託の関係に立つものでもない。

発行会社または計算代理人による本社債に関するすべての計算または決定は、誠実かつ商業上合理的な方法で行われなければならない。かかる計算および決定は、明白な誤りである場合を除き、最終的かつ終局的なものであり、本社債権者に対して拘束力を有する。

本社債に関する計算代理人による計算または算定の後、計算代理人が当該計算または算定につき使用した参照項目の価額もしくは価格の訂正が後に公表された場合、これが支払いが行われる日の2営業日前までの訂正期間中に公表されている場合に限り、計算代理人はこれを斟酌し、その金額は、参照項目の当該価額または価格を参照して、全体として、または部分的に決定される。

計算代理人は、発行会社の同意を得て、そのいずれかの義務および任務を、計算代理人が適切であると考える第三者に委託することができる。

### (B) 計算代理人による決定

発行会社、計算代理人および代理人は、自身の重過失または故意がない場合、適用ある法律によって許容される限りにおいて、本社債の要項に基づいて支払われる金額の計算その他の本社債の要項の規定に基づく決定における誤りまたは不作為について何らの責任も負わない。

## (8) 租税

発行会社は、本社債の所有、譲渡、支払いのための呈示もしくは引渡しまたは執行の結果生じる一切の公租公課、手数料、源泉徴収その他の支払いについて責任その他の支払義務を負わない。発行会社が本社債権者に対して行うすべての支払いは、実施、支払い、源泉徴収または控除を行う必要がある一切の公租公課、手数料、源泉徴収その他の支払いの対象となる。

## (9) 呈示期間および時効

本社債に係る一切の支払いは、以下の規定に従い、上記「(3) 決済」に規定される方法および別途大券に規定される方法により行われる。

本社債に係る一切の金額の支払いは、いずれかの代理人の指定された事務所において、大券の呈示または（場合により）引渡しと引き換えに行われる。各支払いの記録は、（該当する場合）当該代理人が大券上に行う。かかる記録は、当該支払いがなされたことについての一応の証拠となる。

決済機関の記録において一定数の本社債または本社債に係る一定の額面金額の保有者として記載されている者は、発行会社が大券の保有者もしくは（場合により）関連する決済機関またはその指図先に対

して行った各支払いに係るその者の持分について、関連する決済機関に対してのみ、分配を求めなければならない。

本社債に基づく支払いに係る一切の請求権は、それぞれに係る関連日（以下に定義する。）から（利息額の支払いに関しては）5年以内、（その他の金額の支払いに関しては）10年以内に、本社債の要項に従って大券が呈示され、または請求が行われない場合、無効となる。

「関連日」とは、当該支払いについて最初に支払期限が到来した日をいう。当該支払期日以前に支払われるべき金銭の全額が適式に関連する代理人によって受領されていない場合、当該金銭の全額が受領され、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対してその旨の通知が適式に行われた日をいう。

## (10) 債務不履行事由・破綻処理措置

### (A) 債務不履行事由

下記のいずれかの事由が発生した場合、各本社債権者は、自らが保有する本社債について期限の利益を喪失したことを宣言する権利を有する。

- (i) 主たる代理人が本社債権者から本社債に関する支払いについての通知を受領した後、関連する期日から30日以内に発行会社が支払いを行わない場合。
- (ii) 発行会社が、本社債から生じるその他の義務を適式に履行せず、かかる不履行が、主たる代理人が本社債権者からそれについての通知を受領した後60日を超えて継続した場合。
- (iii) 発行会社が、その金融債務を履行できないことを発表し、または支払いを停止した場合。
- (iv) 裁判所が発行会社に対して倒産手続を開始した場合、発行会社がかかる手続を申請し、もしくは開始した場合、または発行会社が債権者全般の利益のための和解を提案し、もしくは実施した場合。

本社債の期限の利益喪失を宣言する権利は、当該権利が行使される前に当該権利を生じさせた状況が治癒された場合には消滅する。

本社債の期限の利益喪失の宣言がなされた場合、各本社債権者は、当該本社債権者が保有するすべての本社債の市場価格（以下に定義する。）に相当する金額を即時に支払うよう要求する権利を有する。発行会社は、当該市場価格から、裏付けとなる関連するヘッジ取引（以下に定義する。）を解消するための発行会社の直接的および間接的な費用のうち、本社債に対応する割合的な部分を控除することができる。かかる控除の金額は、計算代理人が合理的な裁量により決定する。かかる控除は、適用ある法律、適用ある証券取引所の規則その他の適用ある規則または規制に違反する場合には行われない。

「市場価格」とは、計算代理人が関連する時点で適切であると判断する要因（以下のものを含むが、これらに限られない。）を参照して決定する本社債の公正市場価格をいう。

- (i) 関連する時点における関連する経済的変数（金利、外国為替レート等）の市場価格または価値
- (ii) 本社債が予定された満期まで残存した場合の残存期間
- (iii) 内部価格モデル
- (iv) 他の市場参加者が本社債と類似の有価証券について提示しうる買い値
- (v) 関連する市場における関連する相場その他の関連する市場データ（関連する金利、価格、利回り、イールドカーブ、ボラティリティ、スプレッド、相関関係およびオプションその他のデリバティブ商品の価格モデルを含む。）
- (vi) 発行会社またはその関連会社のいずれかの内部情報源からの上記の種類の情報であって、発行会社がその通常の業務の過程で本社債と類似の商品の評価のために使用する種類のもの

「ヘッジ取引」とは、発行会社が、関連する本社債の要項に基づき支払われるべき現金がその期限の到来時に入手できるよう確保するために行う取引をいう。

## (B) 破綻処理措置

各本社債権者は、当該時点で発行会社に適用される破綻処理に関する法令に基づいて、本社債が、管轄権を有する破綻処理当局によって行使される下記の権限（本「II 本社債の要項の概要」において、それぞれを以下「破綻処理措置」という。）に服する可能性があることを認識し、了承する。

- 本社債に係る元金額、利息額その他の金額の支払いの請求権の減額（ゼロへの減額を含む。）を行うこと
- かかる請求権を、(i)発行会社、(ii)関連会社または(iii)ブリッジ・バンクの普通株式等Tier 1資本としての要件を充足する普通株式その他の持分証券に転換し、本社債権者に対してかかる証券を発行し、または付与すること
- (i)本社債の他の事業体への譲渡、(ii)本社債の要項の修正、変更もしくは改定または(iii)本社債の消却を含む（ただし、これらに限られない）その他の破綻処理措置を適用すること

本社債権者は、破綻処理措置に拘束される。本社債権者は、発行会社に対して、破綻処理措置によって生じるいかなる請求権その他の権利も有しない。特に、破綻処理措置の行使は、債務不履行を生じさせる事由とはならない。

本「(10) 債務不履行事由・破綻処理措置」は、本項に記載される事項を網羅するものであり、本社債の要項の目的事項に関する本社債権者と発行会社の間のその他の一切の契約、取決めまたは了解事項を排除する。

## (11) 発行会社および支店の交替

### (A) 発行会社の交替

発行会社（または以前に発行会社としての地位を承継した会社）は、いつでも、本社債に基づく主債務者としての地位を、いずれかの関連会社（以下「承継者」という。）に承継させることができる。本社債権者の同意を要しない。かかる承継は、下記の条件のすべてが満たされることを条件とする。

- (a) ドイツ銀行が、本社債に基づく承継者の債務を、取消不能かつ無条件に保証すること（ただし、ドイツ銀行自身が承継者である場合にはこの限りではない。）。保証に基づく債務が本社債に基づく債務と同順位であること。
- (b) 本社債に基づく債務の移転のためのすべての条件（必要な承認、特に管轄権を有する当局の承認）が充足されること。当該債務が、制限なく、法的に有効な方法で移転されること。
- (c) 発行会社が、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して当該承継の日を30日前までに通知を行っていること。
- (d) 上記「(10) 債務不履行事由・破綻処理措置」に定める破綻処理措置の適用可能性が確保されていること。

発行会社が交替する場合、本社債の要項における発行会社に関する記載は、交替の効力が発生した時点以後、承継者を指すとみなされる。

### (B) 支店の交替

発行会社は、本社債の関係で同社がこれを通じて行為する事務所を変更する権利を有する。発行会社は、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対し、当該変更およびその効力発生日を通知する。当該日までの間、当該変更は生じない。

## (12) 本社債の買入れ

発行会社は、公開市場において、公開買付けによる買戻しにより、または個別の本社債権者から、本社債を買い入れることができる。法律上必要な場合、かかる買入れは、管轄権を有する当局の事前の承認を条件とする。

発行会社は、かかる買入れに係る対価を自由に決定することができる。そのようにして買い入れられた本社債は、保有し、転売し、または消却することができる。

## (13) 本社債の追加発行

発行会社は、随時、本社債と統合され、単一の銘柄を構成する追加の社債を設定し、発行することができる。これについて、本社債権者の同意を要しない。

## (14) 通知

### (A) 公告

本社債権者に対する通知は、以下のいずれかまたはその両方の方法によって行われる。

- (i) 決済機関による本社債権者への通知のための決済機関への交付。
- (ii) ウェブサイト（[www.xmarkets.db.com](http://www.xmarkets.db.com)）への掲載。代替のウェブサイトにおいて、または代替のサービスを通じて通知を行う場合、当該代替の6週間前までに、本(ii)号第1文に従った公告により、かつ、ドイツ連邦官報（Bundesanzeiger）において、当該代替について本社債権者に対して通知する。

### (B) 交付

上記「(A) 公告」に基づいて公告された通知は、以下の時点で到達したものとみなされる。

- (i) 上記「(A) 公告」の(i)に従った交付により行われた場合、決済機関（複数の決済機関がある場合には、そのすべて）に対して交付が行われた日の次の営業日
- (ii) 上記「(A) 公告」の(ii)に従って行われた場合、当該公告の日
- (iii) 上記「(A) 公告」の(i)に従った交付により行われ、かつ、上記「(A) 公告」の(ii)に従って行われた場合、(a)上記「(A) 公告」の(i)に記載のとおり決済機関（複数の決済機関がある場合には、そのすべて）に対して交付が行われた日の次の営業日と、(b)上記「(A) 公告」の(ii)に記載の当該公告の日のいずれか早い方の日

## (15) ユーロへの表示通貨の変更

### (A) 表示通貨の変更

発行会社は、本社債権者の同意なく、上記「(14) 通知」に従って通知を行うことにより、当該通知に記載された調整日（以下に定義する。）を効力発生日として、本社債の表示通貨をユーロに変更することを選択することができる。

かかる権利が行使された場合、本社債の要項について、本社債を当該時点においてユーロを表示通貨とする商品に適用される慣行に整合させるために発行会社が決定する修正が行われる。

### (B) 調整

発行会社は、本社債権者の同意なく、本社債の要項について、本条約（以下に定義する。）に従った欧州経済通貨同盟の第3段階が本社債の要項に及ぼす影響に対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。かかる調整は、上記「(14) 通知」に従って本社債権者に通知される。

### (C) 関連費用

上記「(A) 表示通貨の変更」および「(B) 調整」の規定にかかわらず、発行会社、計算代理人および代理人のいずれも、本社債権者その他の者に対して、ユーロの送金またはそれに関して実施される為替換算もしくは端数処理に関連して、またはその結果生じる一切の手数料、経費、損失または費用につき責任を負わない。

#### (D) 定義

「調整日」とは、本社債権者に対する通知において発行会社が調整日として指定する日をいう。

「本条約」とは、EUの機能に関する条約をいう。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、本「(15) ユーロへの表示通貨の変更」における上記の裁量の行使または選択、決定もしくは調整の実施に際し、可能な限り合意された条件の経済性を保持するために、誠実に、かつ商業上合理的な方法でこれを行う。かかる措置は、当該措置がとられる前の状況と比較して、本社債権者の不利益をもたらす重大な不均衡を生じさせてはならない。

#### (16) 変更

発行会社は、適用法によって許容される範囲において、本社債権者の同意なく、本社債の要項を修正することができる。当該変更は、発行会社が本社債の要項において意図された経済的な目的を維持または保全するために合理的かつ必要なものであると判断するものでなければならない。当該権利は、以下のいずれかを条件とする。

- (i) 当該変更が、本社債権者の利益に重大な悪影響を及ぼすものでないこと
- (ii) 当該変更が、形式的、軽微もしくは技術的な性質のものであり、または明白な、もしくは証明された誤謬を修正するためのものであること
- (iii) 当該変更が、本社債の要項に含まれる不完全な規定を治癒し、訂正し、または補完するためのものであること

上記の各場合において、発行会社は、まず、当該裁量の行使が合理的かつ必要であることについて十分な検討を行い、発行会社または関連会社に多額の追加費用を生じさせない合理的な他のとりうる手段がないか検討する。本「(16) 変更」に従った変更が行われた後、発行会社は、その裁量により、本社債に係る最終条件書（Final Terms）の修正および改定を行うことができる。

当該変更に関する通知は、上記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して行われるが、通知の不実施または不受領は、当該変更の有効性に影響を及ぼさない。

#### (17) 可分性

本社債の要項のいずれかの規定の全部または一部が無効であり、または執行可能性がない場合であっても、その他の規定は、それによって何ら影響を受けず、損なわれない。無効または執行可能性がない規定は、可能な範囲で、無効または執行可能性がない規定の経済上の目的を満たす有効かつ強制執行可能な規定に置き換えられる。本社債の要項における欠落についても同様とする。

#### (18) 準拠法、管轄および履行地

本社債および本社債から、または本社債に関して生じるすべての債務は、英国法に準拠し、英国法に従って解釈される。いかなる者も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいて本社債に係る請求権を実行する権利を有しない。しかし、このことは、その他の権利または救済手段に影響を及ぼさない。

法律上許容される場合、英国の裁判所が、本社債から、または本社債に関して生じた紛争を解決する専属的管轄権を有する。

### III 租税上の取扱い

#### (1) 租税に関する注意事項

本社債の購入者および／または売主は、本社債の発行価格または購入価格に加えて、本社債の譲渡が行われた国の法律および慣習に従って、印紙税その他の費用を支払わなければならない可能性がある。発行会社は、租税について源泉徴収を行う責任を負わない。

本社債に係る取引（購入、譲渡、行使・不行使または償還を含む。）、本社債に係る利息の発生または受領および死亡に起因する本社債の取得は、保有者および潜在的な買主の租税上の地位等によっては、これらの者について、印紙税、印紙留保税、所得税、法人税、取引税、キャピタル・ゲイン課税、源泉徴収税、連帯付加税、相続税、贈与税その他の租税公課に係る課税関係を生じさせる可能性がある。

本社債の購入を検討する者は、上記「II 本社債の要項の概要、(8) 租税」を慎重に検討しなければならない。

本社債権者の居住国の租税法および発行会社の設立地または所在地である欧州連合加盟国の租税法は、本社債からの収益に影響を及ぼす可能性がある。そのため、本社債の購入を検討する者は、本社債に係る取引の課税関係について、自身の税務顧問に相談することが推奨される。

#### (2) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 日本国の居住者が支払いを受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(iii) 本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。



- (iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。



担保非劣後債務（規則806/2014号、BRRDまたはSAGによって除外されるものを除く。）（非劣後証券に基づく債務等）が、銀行法第46条f第5号ないし第9号に基づく優先順位に従って、恒久的に減額され、または普通株式等Tier 1証券に転換されることとなるよう、規制上のバイルインを行使しなければならない。管轄権を有する破綻処理当局は、原則として、上記の順位において、破綻処理措置に関して関連するすべての債務を包含しなければならない。しかし、合理的な期間内にバイルインの効力を生じさせることが困難である場合など、例外的な状況下においては、一定の債務の全部または一部を除外することができる。そのため、破綻処理当局によって、同一の順位の債務が異なる取扱いを受ける可能性がある。

本社債権者は、破綻処理措置により拘束される。本社債の要項に基づいて、本社債権者はかかる措置に同意している。本社債権者は、発行会社に対して、破綻処理措置に起因するいかなる請求権その他の権利も有しない。破綻処理措置の内容によっては、発行会社は、本社債に基づくいかなる支払義務をも負わない可能性がある。本社債に基づく支払義務が破綻処理措置によってどのような影響を受けるかは、発行会社のコントロールが及ばない多数の要素によって決定される可能性があり、仮に破綻処理措置が講じられることとなる場合であっても、それがいかなるタイミングで講じられることとなるかを予測することは困難である。破綻処理措置が実施されたことによって、本社債を終了させる権利が生じることはない。本社債への投資を検討する者は、破綻処理措置が講じられた場合、元本および利息を含むその投資額のすべてを失うリスクについて検討し、経営難に陥った銀行に対する臨時の公的な財政支援が行われる場合であっても、それは、規制上のバイルインを含む破綻処理措置について、可能な限りの検討を行い、また、それを講じた後にのみ、最後の手段として実施される可能性があることを認識しなければならない。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4 【その他の記載事項】

目論見書の表紙に、発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人および売出取扱人の名称が記載される。

目論見書の表紙の裏面に以下の文言が記載される。

「～本社債のリスク等について～

■ ドイツ銀行 2029年3月27日満期 米ドル建社債（以下「本社債」といいます。）の元利金は米ドルで支払われますので、外国為替相場の変動により円で換算した場合の支払額がその影響を受けます。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。

■ 本社債の利息および償還金の支払は発行会社（ドイツ銀行）の義務です。発行会社の財務状況の悪化等により、発行会社が本社債の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがあります。

■ 償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化および発行会社に関する外部評価の変化（例えば、格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には投資元本を割り込むことがあります。

■ 流動性や市場性が乏しいものについては、償還前の売却が困難であり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

■ 将来において、税制が変更される可能性があります。

■ 本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本社債の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本社債に対する投資を行ってください。

～本社債の投資の参考情報について～

■ 本社債の価格情報につきましては、売出人または売出取扱人までお問い合わせください。」

「(注)発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）  
2024年6月27日、関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）  
2024年9月26日、関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

該当事項なし

#### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

#### 7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2024年6月27日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。ま

た、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし